

白川村立小中学校災害基本方針

白川村立小中学校災害対策委員会

1 地震における対応

	判定会招集時 (注意情報)	警戒宣言発令 時(予知情報)	地震発生時	学校の対応	保護者の対応
登校時	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅へ帰すことを基本とするが、村の無線が入った段階で、学校、自宅の近い方へ向かう。 ・学校側は、児童生徒の動きについて、巡視などにより正しく把握する。 			本部に校長教頭が控え、通学班の担当教師が確認する。	家に帰っていない児童生徒は、学校へ連絡、又は迎えに行く。
下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅へ帰ることを原則とする。 ・地震発生時は、近くの家へ避難させてもらう。(児童が学校にいる時は校内で保護する) ・学校側は、児童生徒の動きについて、巡視などにより正しく把握する。 			本部に校長教頭が控え、通学班の担当教師が確認する。	帰宅していない場合、学校へ連絡、又は迎えに行く。
学校滞在時	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅へ帰すことを基本とし、全員校内に保護し、保護者に直接迎えに来てもらう。 ・保護者の確認をきちんとし、児童生徒を引き渡す。 			確認をして、保護者に引き渡す。	学校へ迎えに行く。
校外学習時	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の活動を中止し、学校へ向かう。 ・学校へ連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もよりの避難所へ避難し、地元対策本部の指示に従う ・学校へその旨を連絡する。 		学校へ戻ることを基本とするが、危険な場所や遠隔地の場合は、近くの安全な場所に待機させ、保護者の迎えを待つ。	学校へ迎えに来るか、児童生徒の現在場所を確認し迎えに行く。

村災害対策本部の司令のもと、各学校が対応する。

2 大雨・洪水・暴風時における対応

暴風警報	教育委員会が「自宅待機」について決定し、3校の校長に連絡するとともに、その旨を村内同報無線で放送する。
大雨洪水警報	<p>連続雨量(積算雨量)が100mmを超えた場合、教育委員会が「自宅待機」について判断・決定し、3校の校長に連絡し、同報無線で放送する。</p> <pre> graph LR EC[教育委員会 (村広報無線)] --- S1[平瀬小校長] EC --- S2[白川小校長] EC --- S3[白川中校長] S1 --- J1[職員] S2 --- J2[職員] S3 --- J3[職員] J1 --- H1[各家庭へ] J2 --- H2[各家庭へ] J3 --- H3[各家庭へ] </pre>

(1) 朝6時00分現在の気象情報により、以下の状態の時

暴風警報が発令されている場合

大雨警報または洪水警報が発令され、かつ連続雨量が100mmを越えた場合

教育委員会は、6時～6時15分の間に「自宅待機」について判断・決定し、各学校長に電話連絡するとともに、その一報（下記）を6時30分の同報無線で放送する。

【無線による放送内容】

暴風警報発令の場合

白川村内の小中学校の皆さんにお知らせします。現在、暴風警報が発令されていて危険な状態ですので、自宅待機をしてください。

大雨警報または洪水警報で連続雨量が100mmを越えた場合

白川村内の小中学校の皆さんにお知らせします。現在、大雨(洪水)警報が発令されていて、連続雨量が100mmを越えたので、自宅待機をしてください。

各校長は職員連絡網により職員を召集し、対応を検討する。

(2) 警報解除時の対応

教育委員会が確認、決定し、各学校長に電話連絡するとともに、同報無線で放送する。

午前9時30分より前に解除の場合 ～ 1時間後開始

暴風警報の場合

白川村内の小中学校の皆さんにお知らせします。暴風警報が解除されました。 時 分より朝の会を始めます。準備をして登校してください。

大雨（洪水）警報の場合

白川村内の小中学校の皆さんにお知らせします。大雨(洪水)警報が解除されて大雨の心配がなくなりましたので、 時 分より朝の会を始めます。準備を して登校してください。

午前9時30分以降 11時55分までに解除の場合～午後1時30分開始

暴風警報の場合

白川村内の小中学校の皆さんにお知らせします。暴風警報が解除されました。

午後1時30分より授業を始めます。お昼ごはんを食べてから登校してください。

大雨（洪水）警報の場合

白川村内の小中学校の皆さんにお知らせします。大雨(洪水)警報が解除されて大雨の心配がなくなりましたので、午後1時30分より授業を始めます。お昼ごはんを食べてから登校してください。

通学路を巡視し、安全を確かめてから登校の連絡をする。

白川中学校は、（教育委員会に連絡をとり）臨時バスを出すように手配をする。

（白山タクシーに連絡）手配の後、児童生徒宅に連絡を入れる。

午前11時55分以降も警報が解除されない場合 ~ 臨時休校

暴風警報の場合

白川村内の小中学校の皆さんにお知らせします。まだ警報が発令中のため、本日は臨時休校とします。

大雨（洪水）警報の場合

白川村内の小中学校の皆さんにお知らせします。まだ、警報が発令中で大雨の心配が予想されますので、本日は臨時休校とします。

職員は通学路の異常の有無を確認して、校長に連絡する。

警報によって自宅待機、臨時休校になる場合は、家庭連絡網等を使って家庭学習の指示を与えて取り組ませる。

4 大雪及び雪崩等によって、

国道156号線が通行止めの場合の対応

(1) 朝6時30分の段階で通行止めが確認され、先導車が出る場合

教育委員会はその旨を該当の学校長に連絡する。定時に、先導車誘導のもと、また危険箇所に監視員（役場・建設事務所）配置のもと、バス及びタクシーにて平瀬・北部地区の児童生徒は登校する。

(2) 朝6時30分の段階で通行止めが確認され、先導車が出せない場合

（例：雪崩で道路がふさがったり、視界が大変悪い大雪等）

教育委員会はその旨を該当の学校長に連絡する。学校は平瀬・北部地区の児童生徒に連絡し、自宅待機とする。

大郷地区の児童生徒は登校し、通常授業を行う。但しその場合、平瀬・北部地区の児童生徒のことを十分に配慮する。

(3) 11時55分より前に先導車が出せるようになった場合

その旨及びバス・タクシーの発車時刻を平瀬・北部地区の児童生徒に連絡し、先導車誘導のもと、また危険箇所に監視員配置のもと登校する。

(4) 11時55分以後も先導車が出せない場合

平瀬・北部地区の児童生徒については、登校せず、自宅で学習するように連絡する。「天候不良による出席停止」扱いとする。

(5) 登校後、下校時まで通行止めが解除されない場合

教育委員会と連絡を取り、先導車の時間を確認後、バス及びタクシーでの下校時刻を早めに設定し、監視員を配置後、先導車誘導により下校する。

5 雷雨における対応

雷雨がおさまるまで、学校に待機する。必要に応じて保護者に迎えを要請する。

6 不審者と遭遇した場合の対応

(1) 学校への来訪者

- ・来訪者は、職員室に立ち寄ることを原則とし、入り口は職員玄関だけとする。
用件終了後も職員室に立ち寄り連絡してもらう。
- ・生徒玄関は、必要がない限り施錠しておく。
- ・来訪者の確認ができるように、確認できる場所に職員を配置するか、ドアを開けるなどして、来訪者がわかるようにしておく。

* 「来訪者記載簿」を玄関に設置し、記名と用件の記載をお願いする。

*「外来者用名札」を用意し、付けていただく。

- ・校内敷地、施設内で不審者に遭遇した場合、児童生徒は必ず職員に連絡する。職員は現場に2名以上で急行し、確認する。不審な点があれば、学校長の指示を受け、教育委員会、警察に連絡する。

(2) 登下校時に不審者と遭遇したら

- ・児童生徒は登下校中に不審者に遭遇したら、すぐ近くの家連絡し、避難をお願いする。避難宅より学校へ連絡。学校から職員が現場に急行し、状況によって、校長、警察、教育委員会、各小中学校へ連絡する。

7 危険動物と遭遇した場合の対応（熊、野犬など）

(1) 校内で遭遇した場合

- ・校舎内に安全な場所を確保し、避難させる。遭遇した動物の状況により、教育委員会に連絡する。場合によっては警察へ連絡し、応援を依頼する。
- ・他の小中学校、保育園へも連絡し、注意を促す。状況によって、教育委員会より、村内同報無線で放送してもらう。

(2) 登下校に遭遇した場合

- ・近くの家へ避難する。避難した家より、学校へ連絡。学校より職員が急行し、状況を校長に報告する。動物の種類、大きさなど危険性が大きいと判断した場合、教育委員会、警察に連絡する。
- ・他の小中学校、保育園にも連絡し、注意を促す。その状況に応じて教育委員会より村内同報無線で放送する。

平成18年7月5日訂正